

札幌市立稲陵中学校保護者と先生の会 会則

第1章 名称

第1条 この会は「札幌市立稲陵中学校保護者と先生の会」といい事務局を同校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 この会は保護者と先生が相互の理解と協力により、生徒の健全な育成を願い会員相互の教養を高め親睦をはかる事を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 一 会員の教養を高め、相互の理解と親睦をはかる事。
- 二 教育環境の整備と改善をはかること。
- 三 生徒の教育や福祉のために活動する他の機関、団体等との協力をはかること。
- 四 その他、必要と認められること。

第3章 会員

第4条 この会は、活動への理解と協力について賛同する者を会員とし、すべて平等の義務と権利を有する。

- 一 本校に在籍する生徒の保護者。
- 二 本校に勤務する校長、教頭及び教職員。
- 三 この会の趣旨に賛同する者。
- 四 この会へは、自由意思で入会し、また退会できる。
- 五 この会への入会希望者は、入会届を提出する。
- 六 この会の退会は、下記の通りとする。
 - イ 自動退会：保護者会員については子の卒業または転校等により、教職員会員については異動または退職により会員資格を失う者は、自動的に退会とする。この場合、退会届の提出は必要ない。
 - ロ 任意退会：自由意思によって退会するものは、退会届を提出する。

第4章 役員 および 監査

第5条 この会の役員は、次の通りとする。

- 一 会長 1名（保護者）
- 二 副会長 3名（保護者2、教師1）
- 三 事務局長 1名（教師）
- 四 事務局次長 複数名（保護者）
- 五 会計 2名（保護者1、教師1）

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- 一 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。

- 三 事務局長は公務の連絡、調整、交渉、議事の企画等の会務を処理する。
- 四 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時はその代理を務める。
- 五 会計はこの会のいっさいの会計を処理する。

第7条 この会に監査2名（保護者）をおく。監査は会計を監査し総会に報告する。監査は運営委員会に出席し意見を述べるができる。

第8条 役員並びに監査は総会で選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 役員並びに監査で任期中、退任等により欠員が生じた場合、その補充については運営委員会で審議し決定する。

第5章 学級委員

第10条 学級委員は各学級2名で、学級の会務にあたる。

第6章 顧問

第11条 この会には顧問をおく事ができる。顧問は運営委員会の承認を受けて会長が委属する。

第12条 校長は顧問として各種会合に出席し、意見を述べるができる。

第7章 役員会

第13条 この会には役員をおき、会の運営に必要な事項を協議する。その他、緊急事項の処理にあたる。

第8章 事務局会

第14条 この会に会務を処理するために事務局をおき、一般事務並びに研修にかかわる事を担当する。

第15条 事務局の構成は局長、局次長、会計とする。

第9章 総会

第16条 総会は年1回開催する。ただし、必要ある場合は臨時総会を開催することができる。

第17条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第18条 総会では次の事項を審議する。

- 一 総会に提案された議案の審議。
- 二 各委員会の活動の連絡、調整。
- 三 その他の緊急事項の処理。

第10章 運営委員会

第19条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関である。

第20条 運営委員会の任務は次の通りである。

- 一 総会に提案する議案の審議。
- 二 各委員会の活動の連絡、調整。
- 三 その他の緊急事項の処理。

第11章 学級委員会

第21条 この会に学級委員会をおく。

第22条 学級委員会は、学級委員2名と担任教師から構成し、PTA相互の連絡調整、PTA活動の企画・推進をはかる。

第12章 特別委員会

第23条 この会に運営委員会が必要と認めたときに特別委員会を設けることができる。特別委員会は任務終了とともに解散する。

第13章 役員及び監査候補者選考委員会

第24条 この会は役員及び監査の候補者を選出するために、役員及び監査候補者選考委員会をおく。委員は運営委員会で決定し、候補者を総会に報告し解散する。

第14章 会議規定

第25条 この会の各種の会議には次のような会議規定をおく。

- 一 総会 総会は会長が招集し、議長団は出席者から選出する。記録は事務局次長があたる。
- 二 役員会 会長が必要に応じて召集し、役員をもって構成する。
- 三 事務局会 事務局長が必要に応じて召集し、事務局員をもって構成する。
- 四 運営委員会 会長が召集し、役員・各学級委員をもって構成する。議長には副会長があたり、記録には事務局次長があたる。
- 五 各委員会 各委員長が必要に応じて召集する。
- 六 すべての会議は出席者をもって成立し、出席者の過半数の同意によって決議される。ただし、やむを得ない理由(緊急性のある議題や自然災害時ならびに感染症蔓延など)で、対面による開催が難しいと会長が判断した場合には、書面にて決議することができる。また、書面にて決議する場合には、表決提出者の過半数の同意を必要とする。

第15章 会計

第26条 この会の経費は会費、補助金、寄付金その他の収入でまかなう。

- 一 PTA会費は、一家庭年間1,800円とする。
- 二 会費の集金及び督促、またそれに付随する事項に関しては、札幌市立稲陵中学校PTAと札幌市立稲陵中学校との間に締結した業務委託契約に基づき、札幌市立稲陵中学校に委任する。

第27条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第16章 附則

第28条 (会員の個人情報の取扱いについて)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 29 条 この会は運営上必要な場合、運営委員会の議を経て細則を設けることができる。

第 30 条 この会則は、総会において過半数の同意により改正することができる。ただし、改正案は、その内容を総会以前に、全会員に通知しなければならない。

第 31 条 この会則は昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

この会則は昭和 54 年 4 月 29 日一部改正実施する。

この会則は昭和 56 年 4 月 21 日一部改正実施する。

この会則は昭和 58 年 4 月 24 日一部改正実施する。

この会則は昭和 60 年 4 月 21 日一部改正実施する。

この会則は平成 6 年 4 月 23 日一部改正実施する。

この会則は平成 9 年 4 月 23 日一部改正実施する。

この会則は平成 11 年 4 月 22 日一部改正実施する。

この会則は平成 12 年 4 月 21 日一部改正実施する。

この会則は平成 13 年 4 月 20 日一部改正実施する。

この会則は平成 14 年 4 月 23 日一部改正実施する。

この会則は平成 26 年 3 月 6 日一部改正実施する。

この会則は平成 27 年 4 月 14 日一部改正実施する。

この会則は平成 30 年 4 月 18 日一部改正実施する。

この会則は令和 3 年 4 月 13 日一部改正実施する。

この会則は令和 5 年 4 月 13 日一部改正実施する。

この会則は令和 8 年 3 月 6 日一部改正実施する。

細 則

役員及び監査候補者選考に関する細則

1. 役員及び監査候補者選考にあたっては、役員及び監査候補者選考委員会をもうける。
2. 役員及び監査候補者選考委員会は、各学年の学級委員より3名、退会役員、教師1名によって構成する。

(但し、選考委員会の要請により現役員も参加し助言することができる。)

3. 役員及び監査候補者選考委員会は、選考にあたって事前に候補者の同意を得なければならない。
4. 選考委員が役員及び監査候補者となった場合は、選考委員をはなれる。
5. 役員及び監査候補者選考委員会は、次年度の総会をもって解散する。

慶 弔 規 定

第1条 この細則は会則第29条に基づいて定める。

第2条 会員の慶事に際しては、次の慶意を表す。

1. 教師会員の結婚に際しては、祝電を打つ。
2. 会長は慶意の必要を認めた場合、役員会の承認を得て特別に慶意を表す事ができる。

第3条 会員の弔事に際しては、次の弔意を表す。

1. 保護者会員並びに生徒の死亡に際しては、弔電並びに金5千円。
2. 教師会員並びにその家族の死亡に際しては、弔電並びに金5千円。
3. 会長はその状況に応じ、役員会の同意を得て弔意を表す事ができる。

第4条 教職員の転退に際し、次の謝意を表す。

1. 会長はその状況に応じ、役員会で協議し謝意を表す事ができる。

第5条 本会の会員で、本会の発展に尽力された方に対する謝意については運営委員会において協議し謝意を表す。

第6条 会員が災害を受けた場合、役員会において協議し相当の見舞金を贈る。

旅 費 規 定

第1条 この細則は会則第29条に基づいて、会の活動にかかわる出張及び、会の運営並びに発展を期待する為の研修会参加費を負担するために定める。

第2条 市内出張及び研修会の場合は、予算枠の中で処理する。

第3条 市外出張及び研修会の参加の場合は、交通費、参加費、資料費を実費支給する。

表 彰 規 定

第1条 この細則は会則第29条に基づいて、会員等の表彰について定める。

第2条 本規定による被表彰者は、原則として次のいずれかに該当する者等とし感謝状を贈呈する。

1. 本会並びに本校発展のために、特に功労があった者。
2. 3年以上継続して、本会の役員並びに運営委員として本会並びに本校発展のため尽力した者
(但し、過去に表彰された者は除く)
3. 本会並びに本校のために特に貢献した地域の者並びに組織。

第3条 選考は事務局から推薦された者について役員会で行い、運営委員会の審議を経て決定する。

第4条 表彰は、毎年定期総会で行う。

第5条 本規定の改正は、運営委員会で行う。

第6条 本規定の施行は平成5年2月1日より行う。

準 会 員

第1条 この細則は会則第29条に基づいて、準会員制度を定める。

第2条 本規定による準会員とは、旧PTA役員、運営委員、及び一般会員、旧職員の希望者、並びにこれまでの本校の教育に尽力された方々をもって準会員とする。

第3条 準会員は、PTA総会、役員会、運営委員会等で協議に参加できるが、決議権は持たない。

第4条 入会金、1,000円とする。

第5条 本規定の施行は、平成6年4月23日より行う。